

関東誠鏡会 未来サポート募金 取扱い規定

第1条) 規定の目的

この規定は、「関東誠鏡会 未来サポート募金」(以後、寄付金と呼ぶ)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2条) 寄付金の活用目的

寄付金は関東誠鏡会における活動目的を達成するための運営資金として活用していく。

第3条) 寄付金の受け入れ

寄付者の対象は関東誠鏡会会員を中心とするが特に限定せず、広く個人・法人・団体等からの寄付を受け入れるものとする。ただし、次の各号に掲げる寄付金は受け入れを拒否する場合があります、役員会にて決定する。

- ① 寄付を受け入れることによって関東誠鏡会および八幡高校の名誉が傷つく可能性を有するもの。
- ② 寄付を受け入れることにより関東誠鏡会の財政負担を被る可能性を有するもの。
- ③ その他、役員会で判断するもの。

第4条) 寄付金の管理

① 寄付金の管理口座

I) 三菱東京 UFJ 銀行 「関東誠鏡会 会計 武内ひとみ」

本店001 普通 口座番号 6007933

II) 郵便局 (ゆうちょ銀行): 「関東誠鏡会」 00130-2-387634

② 口座と入出金管理について

口座通帳、登録印鑑及びに入出金の管理は、関東誠鏡会事務局会計担当役員及び会長より指名された会員で管理する。

第5条) 寄付金の報告

年1回 総会決算報告に合わせて寄付に関する報告を事務局より幹事会へ行うものとし、決算報告と共に関東誠鏡会ホームページに掲載しなければならない。

第6条) 情報管理

- ① 役員及び寄付に関わるプロジェクトメンバーは、寄付の管理・運営で知り得た情報で個人に関わる情報を外部に漏らしてはいけない。
- ② 但し、寄付に対する感謝として寄付者氏名・金額等を公表・告知する場合がある。

第7条) 寄付金の返還

寄付金の返還には、基本的に応じない。申し出により相応の理由がある場合、役員会で協議する。

附則) 2016年6月8日幹事会にて制定